

経済要録

国 内

◆ 4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、4月18日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

平成元年1～3月のM₂+C/D平残の前年比伸び率(速報)は+10.3%と前期(+10.6%)に比べ低下。

平成元年4～6月については、10%台の伸び率となる見通し。

◆ 7か国蔵相・中央銀行総裁会議(G7)の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月2日、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要先進7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、合意された経済政策協調プロセスに基づいて、各国の経済政策および見通しについて検討を行った。昨年の成長は予想を上回るものとなり、また、そのパターンは世界的な調整に寄与してきている。インフレは1988年には一般的に緩やかなものにとどまっていたが、最近、幾つかの国でインフレ圧力が生じている。対外不均衡の大きい国においては、不均衡が縮小してきている反面、最近、調整速度が緩やかになっている。為替レートは総じて安定している。

2. 大臣および総裁は、インフレなき成長を持続させていくことが世界経済の諸問題に対処していくうえで重要であり、依然として協調プロセスにおける中心的目標であることに合意した。これらの努力が成功するかどうかは、インフレの抑制および対外不均衡の漸次是正を引き進展させていくことにかかっている。彼らは、昨年ににおける対外不均衡の縮小を歓迎しつつも、その一層の縮小が必要であることを強調した。

3. 経済の現状についての以上のような評価に基づき、

大臣および総裁は、引き続き努力が必要であるとの結論に達した。財政赤字および貿易赤字のある国においては、とくに米国およびカナダとイタリアにおいて、国内バランスおよび対外バランスを改善し、インフレなき持続的成長を達成するうえで、金融政策を補完するために財政赤字を一層削減することが必要である。主要な黒字国においては、インフレなき内需の適切な伸びを維持し、対外調整を進めるような経済政策および構造政策を追求すべきである。すべての国でインフレなき成長を維持するのに役立つ構造改革を行っていかなければならない。昨年を通ずる為替レートの安定は、世界経済の成長を維持し対外不均衡を縮小するという成果を達成するために貢献を行ってきており、また、そういう成果が為替レートの安定に貢献してきている。彼らは、調整努力を阻害するようなドルの上昇またはドルの過度の下落は逆効果となるということで合意し、さらに、為替市場において緊密に協力していくという彼らのコミットメントを再確認した。

4. 大臣および総裁は、貿易の自由化をさらに進めるために、ウルグアイ・ラウンドを着実に進展させることが重要であることを再確認した。彼らは、保護主義が世界的な調整プロセスにとって危険であることを強調し、保護主義の台頭がある場合には、いつでもこれに抵抗していくことをコミットした。より開放された国際貿易体制は、世界経済の健全性を維持するために不可欠である。

5. 国際債務の状況を再検討するにあたり、大臣および総裁は、幾つかの国において進展がみられたことを認識したが、深刻な問題が残っていることを懸念している。ベルリン・コミュニケにおいては債務戦略の一層の発展をみることが奨励されたが、これとの関係で幾つかの国による最近の諸提案を議論した。

6. 大臣および総裁は、ケース・バイ・ケースかつ成長指向の債務戦略の主要な原則は依然有効であることに合意した。しかし、彼らは、IMFおよび世銀と協調して、根本的かつ説得力のある経済改革を実施する国のために、新規貸出しの補完として民間銀行との合意による自発的な債務削減・利払軽減により重点をおくことにより、こうした債務戦略が強化されるべきと考えた。彼らは、こ

れが、新たな所要資金量をより管理可能な水準へ大幅に縮減し、次第に債務残高を縮小させることにより、国際債務問題の解決への努力に重要な貢献をすると考えた。

7. 大臣および総裁は、IMF・世銀に対して、それぞれの役割のなかで、持続的進歩にとり不可欠な経済改革プログラムについて債務国とともに作業を継続とともに、この関連でMIGA(多国間投資保証機関)の役割をも留意しつつ、新規投資を引出し、逃避資本の還流を促進するための諸施策により重点を置くことを奨励した。

8. また、大臣および総裁は、IMF・世銀に対し、その確立された原則に従って、実質的な経済改革を行うことをコミットしている国の債務負担を軽減する努力を支援するための適切な措置を探ることを奨励した。このような支援が行われる場合には、債務削減を容易にするために政策調整融資の一部を区分して扱うようにしなければならない。さらに、この2機関は、大幅な債務削減・利払軽減策に対する限定的な利払支援制度の確立を検討すべきである。債務削減および利払軽減に関する具体的な交渉は、債務国と民間銀行の間で行われるべきことがらである。

9. 大臣および総裁は、債務問題解決における民間銀行の重要な役割を再確認した。さらに、彼らは、新規貸出と債務削減・利払軽減メカニズムとの幅広いメニューを通じた、多様化された民間銀行からの資金支援が、健全な経済改革プログラムを支援するために必要であることに同意した。幅広い範囲に及ぶ自発的債務削減・利払軽減策を奨励するため、彼らは、民間銀行界に対して、現在の民間銀行の融資契約にある制限的な契約条項を一定期間放棄することにつき交渉することを検討するよう奨励した。また、彼らは、金融システムの安全性と健全性を維持することと整合性を保ちつつ、債務削減・利払軽減策への不必要的阻害要因を除去するために、銀行規制・税制・会計慣行を見直すことに合意した。

10. 大臣および総裁は、IMFに対して引き続きパリ・クラブと積極的に共同していくことを奨励した。

11. 大臣および総裁は、世界経済の成長の重要性を強調した。彼らは、最後に、すべての関係者に対して、協調的に作業を進め、国際債務戦略を強化するための上記の諸点を早急に具体化するよう呼びかけた。

◆東京金融先物取引所の創立について

4月14日、東京金融先物取引所創立総会が開催された。同取引所の組織および取引の仕組みは以下のとおり

(取引開始は6月下旬の予定)。

1. 取引所の組織

(1) 法人格 金融先物取引法(昭和63年法律第77号)に基づく会員組織の法人

(2) 機 関

(a) 総 会……取引所における会員の最高議決機関。

各会員は、1個の議決権を有するが、損失の負担に関連する事項の決議については、清算会員は3個の議決権を有する。

(b) 理事会……取引所業務についての重要事項の議決機関。理事長と理事で構成する。

(c) 役 員……理事長1人、理事19人、監事3人を置く。

(d) 委員会……本取引所の業務に関する重要事項についての理事長の諮問機関。常設委員会と特別委員会を設ける。

(e) 事務局……日常の取引所業務の遂行に当たる。

(3) 会 員

(a) 範 囲

・広義の金融機関を主たる範囲とする。

・国際金融センターとしての役割を高めるために、外国業者にも極力開かれた市場とする。

(b) 種 類

・一般会員と清算会員の2種類とする。

(c) 資格要件

・業務遂行能力、財産的基礎、取引量見込みの三つの基準から、会員の資格要件を決めていくこととする。

・財産的基礎のうち、純資産基準については、清算会員500億円以上、一般会員50億円以上とする。ただし、外国業者については、海外での金融先物取引の経験を重視し、より弾力的な数値基準を設ける。

・取引量見込みは年間12千契約とし、実際の取引量が6千契約に満たない場合でも、6千契約に相当する定率会費は最低定率会費として納入することとする。

(d) 定 数

・一般会員と清算会員をあわせた会員全体の定数および清算会員の定数を設ける。

・会員全体の定数は350人以内、うち清算会員の定数は120人とする。

2. 取引の仕組み

(1) 取引の対象	日本円短期金利先物(3か月、ユーロ・ベース)	米ドル短期金利先物(3か月、ユーロ・ベース)	日本円・米ドル通貨先物
(2) 取引単位	元本金額1億円	元本金額100万米ドル	12.5百万円
(3) 表示方法	100.00から年利率(%)を引いた数値 (金利が年率4.75%の場合には、95.25と表示)	100.00から年利率(%)を引いた数値 (金利が年率8.50%の場合には、91.50と表示)	1円当たりの米ドル相当額(0.008ドル/円は125円/ドルに相当)
(4) 呼値の単位	0.01(1取引単位当たり2,500円に相当)	0.01(1取引単位当たり25.00ドルに相当)	0.000001米ドル(1取引単位当たり12.50ドルに相当)
(5) 値幅制限	設定しない	同左	同左
(6) 限月取引の期間	次の各暦月の取引所指定の日を最終決済期日とする8限月取引制(最長2年) ①3月 ②6月 ③9月 ④12月	同左	次の各暦月の取引所指定の日を最終決済期日とする最大6限月取引制(最長1年3か月) ①3月 ②6月 ③9月 ④12月 ⑤当暦月(ただし、前記①～④に掲げる月を除く)
(7) 取引最終日	原則として各限月の第3水曜日の、取引所および日本の銀行に共通する営業日ベースで2日前	同左	原則として各限月の第3水曜日の、取引所および日本・ニューヨーク市の銀行に共通する営業日ベースで2日前
(8) 最終決済期日	取引最終日の取引所および日本の銀行に共通する翌営業日	同左	原則として各限月の第3水曜日
(9) 最終決済方法	最終決済価格に基づく差金決済	同左	最終決済価格に基づく受渡決済
(10) 取引時間	午前9時～正午 午後1時半～3時半 〔ただし、取引最終日の限月取引については、午前9時～11時〕	同左 (同左)	同左 〔ただし、取引最終日の限月取引については、午前9時～10時45分〕
(11) 取引方法	個別競争取引(会員は専用電話で取引所に注文を出し、取引所はこれをコンピュータ端末に入力。約定は約定システムによるコンピュータ内の付け合わせで行う)	同左	同左
(12) 委託証拠金 (顧客→会員)	〈1取引単位当たり〉 8万円 (最低委託証拠金額6百万円(全取引対象合計))	〈同左〉 800米ドル	〈同左〉 2,000米ドル
(13) 取引証拠金 (清算会員→取引所) 一般会員証拠金 (一般会員→清算会員)	〈1取引単位当たり〉 5万円	〈同左〉 500米ドル	〈同左〉 1,500米ドル
(14) 値洗い	清算会員・取引所間、一般会員・清算会員間の値洗いを毎営業日ごとに実施し、翌営業日決済	同左	同左

◆選択権付債券売買取引の開始について

大蔵省は、4月14日、証券会社、外国証券会社および公共債のディーリング認可金融機関(以下、取扱い金融機関)の店頭において選択権付債券売買取引が開始されることに伴う証券局長通達および事務連絡を発出した(取引は4月26日から実施)。

このうち、「国債証券等の選択権付債券売買取引取扱規程」と題する部分の骨子は以下のとおり。

・選択権付債券売買取引開始基準

次の各号に掲げる基準をすべて満たした顧客と選択権付債券売買取引を行うものとする。

1. 当該顧客が債券売買取引について十分な知識と経験があること。

2. 当該顧客からの預り資産が2,000万円以上(取扱い金融機関が選択権保有者となる場合においては2億円以上)あること。

ただし、国、地方公共団体、証券取引法第2条第1項第3号の債券発行団体、官公庁共済組合、証券会社に関する省令の第2条の5第1項各号に掲げる者、上場会社またはこれに準ずる事業会社および社会的・経済的に信用のある法人はこの限りではない。

3. 選択権付債券売買取引の対象となる債券の受渡を行うのに十分な資力をもつ等、資産の状況等から判断して、選択権付債券売買取引を行うことが適当であること。

4. その他定める事項。

・売買対象有価証券

選択権付債券売買取引において取扱う有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 政府が元本の償還および利息の支払について保証している社債券その他の債券

・売買残高限度額基準

1. 顧客のコール付与残高(コールの付与者となっている選択権付債券売買取引の額面金額の合計額)およびプット付与残高(プットの付与者となっている選択権付債券売買取引の額面金額の合計額)のうちいずれか大きい方の額から当該コールおよびプットの付与残高にかかる受取選択権料の合計額を控除した金額が下表の売買残高限度額を超えない範囲内で当該顧客との間の選択権付債券売買取引を行うものとする。

2. 顧客が選択権保有者となっている選択権付債券売買

取引における1銘柄の売買額面の合計額は、当該銘柄の発行総額に照らして、過度にならないよう留意するものとする。

顧客の売買残高限度額基準

顧客区分	顧客の売買残高限度額
①個人	預り資産の10倍。ただし、20億円を限度とする。
②上場会社またはこれに準ずる法人	預り資産の10倍または純資産額のいずれか大きい額。ただし、純資産額による場合は、取扱い金融機関の広義自己資本額を限度とする。
③上記②以外の法人	預り資産の10倍または純資産額(もしくは公表資産額)のいずれか大きい額。ただし、純資産額(もしくは公表資産額)による場合は、取扱い金融機関の広義自己資本額を限度とする。
④金融機関 (公共債のディーリング認可金融機関を除く)	各業態がそれぞれ定める額。

(注) 純資産額(もしくは公表資産額)による場合は、顧客の売買状況を勘案し、当該顧客と他の業者等との売買状況の把握につとめるものとする。

◆平成元年度一般会計暫定予算について

平成元年度一般会計暫定予算は、3月31日、参議院本会議において可決成立した(対象期間は4月1日～5月20日)。その内容は以下のとおり。

元 年 度 一 般 会 計 暫 定 予 算

(単位・億円)

	暫定予算 (A)	構成比 %	本 予 算 (B)	構成比 %	(A)/(B)
地 方 交 付 税	24,662	26.7	133,688	22.1	18.4
国 債 費	6,906	7.5	116,649	19.3	5.9
産業投資特別会計繰入れ	3,157	3.4	13,000	2.2	24.3
一 般 歳 出	57,520	62.4	340,805	56.4	16.9
社会保障関係費	19,517	21.2	108,947	18.0	17.9
恩給関係費	4,553	4.9	18,558	3.1	24.5
文教・科学振興費	5,343	5.8	49,371	8.2	10.8
防衛関係費	4,938	5.4	39,198	6.5	12.6
公共事業関係費	16,904	18.3	61,974	10.3	27.3
経済協力費	1,609	1.7	7,278	1.2	22.1
中小企業対策費	80	0.1	1,942	0.3	4.1
エネルギー対策費	3	0.0	5,275	0.9	0.1
食糧管理費	—	—	4,182	0.7	0.0
その他の事項経費	4,374	4.7	40,580	6.7	10.8
予備費	200	0.2	3,500	0.6	5.7
歳 出	92,245	100.0	604,142	100.0	15.3
公共事業関係費 (含む無利子融資分)	19,964	21.6	74,274	12.3	26.9
税 収	8,160	28.7	510,100	84.4	1.6
税 外 収 入 等	1,314	4.6	9,932	1.6	13.2
国 債	15,800	55.6	71,110	11.8	22.2
国債整理基金特別会計受入れ	3,157	11.1	13,000	2.2	24.3
歳 入	28,431	100.0	604,142	100.0	4.7
歳 出 超 過 額	63,814		—		

◆相互銀行の普通銀行への転換について

大蔵省は、3月29日、相互銀行10行に普通銀行への転換を正式に認める「普通銀行転換認可書」を交付した。これを受けて10行は4月1日から新しい行名を掲げ、普

通銀行としての業務を開始した。これにより普通銀行へ転換した相互銀行の数は、前回(2月1日)の52行と合わせて62行となった。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(長期国債は4月6日、政府保証債は4月7日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.8	4.8
	発行価格(円)	99.91	98.75
	応募者利回(%)	4.813	4.987
政府保証債	表面利率(%)	4.8	4.8
	発行価格(円)	99.00	100.00
	応募者利回(%)	4.949	4.800

なお、今回から長期国債発行方式に部分的競争入札が導入されたが、その概要は以下のとおり(従来：引受額全体の2割につき引受額入札方式を実施、全体の発行条件はその後のシダ交渉で決定)。

1. 各月の発行額の40%について、シダメンバーにより、価格競争入札を行い、残る60%部分については、シダが価格競争入札部分の募入平均価格により固定シェアに応じ引受ける。

なお、入札部分に未達が生じた場合には、シダが固定シェアに応じ同一条件で引受ける。

2. シダシェアが0.3%以下のシダメンバーは、価格競争入札に代えて、一定限度額まで固定シェア部分と同じ条件での優先取得を認める非競争入札に参加することができる。